

ID: 132

担当部署: 環境課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	高根沢町墓地条例 第7条第1項		
例規番号	昭和55年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用許可の取消し)</p> <p>第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 墓地を目的外に使用したとき。</p> <p>(2) 使用权を譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(3) 法令又はこの条例に違反したとき。</p> <p>(4) 第10条に規定する維持管理手数料を5年間納付しないとき。</p> <p>(5) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、直ちに墓地を原形に復して、これを返還しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日